

落札者決定基準に関する質問への回答

令和7年2月25日までに受け付けた質問に対して回答します。

N o.	ページ	章	番号	項 ()	その他	質 問	回 答
001	001	第2	1			本案件は「金額及び提案内容等を総合的に評価する方式（総合評価落札方式）を採用する」とありますが、通常のコ合評価案件と同様に「低入札価格調査基準価格」は適用されますでしょうか。ご教示下さい。	低入札価格調査基準価格は適用されません。
002	001	第2	1			上記質問0No.1で「適用される」との回答の場合、本案件のような工事業務と設計業務の両方が含まれた案件における「調査基準価格の算定方法」をご教示下さい。	—
003	001	第2	1			上記質問No.1で「適用されない」との回答の場合、「失格判断基準（設計金額における各費目の比率）」は適用されますでしょうか。ご教示下さい。	失格判断基準は適用されません。
004	001	第2	1			上記質問No.3で「適用されない」との回答の場合、入札金額には失格と判断される金額の下限値は無いという認識でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	御理解のとおりです。
005							
006							
008							
009							
010							
011							
012							
013							
014							
015							
016							
017							
018							
019							
020							